

議第124号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年 9 月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内指定病院の精神科の診療等に従事した者に係る滋賀県専門研修医（精神科）研修資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

2 金 額 7,200,000 円

議第124号
権利放棄につき議決を求めることについて